

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童福祉法による障害児各種給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、児童福祉法による障害児各種給付に関する事務における特定個人情報ファイル取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県川崎市市長

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児各種給付に関する事務
②事務の概要	(評価対象事務全体の概要) 児童福祉法に基づく障害児入所・通所支援事業に関する事務障害児入所・通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児入所・通所給付費、肢体不自由児通所医療費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 障害児入所・通所給付費の支給 児童福祉法に基づき支援が必要とされる児童の保護者に対して、契約制度による支援利用に係る費用を給付するもの。 2. 特例障害児通所給付費の支給 通所給付決定前において緊急やむを得ない理由により指定通所支援を受けた場合等に給付費を支給するもの。 3. 高額障害児入所・通所給付費の支給 同一世帯内で障害福祉サービス、障害児入所サービス、補装具、地域生活支援事業を併せて利用した際に、利用者負担月額合計が高額になった際に、基準額以上について償還により給付するもの。 4. 肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費の支給 児童福祉法に基づき医療型施設を利用した児童の保護者について、契約により障害の治療に要する医療費のうち、健康保険負担分、自己負担を一割としてその残りを支給するもの。 5. 特定入所障害児食費等給付費 障害児入所

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	- 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2675 - 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2675
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 〇 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ </	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月20日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	【 】委託しない	【○】委託しない	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月20日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	2)十分である		事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月20日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。)	【 】提供・移転しない	【○】提供・移転しない	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月20日	Ⅳ リスク対策 				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(法令上の根拠)	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の8の項、10の項、11の項、12の項、13の項、14の項、15の項、16の項、16の2項、16の3項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の8の項、10の項、11の項、14の項、16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、14の項、15の項、16の項、17の項、18の項、19の項、20の項、25の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、14の項、15の項、18の項、20の項、42の項、80の項、81の項、125の項、141の項、144の項、155の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用(法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の7の項、8の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表の8の項、9の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	右記を記載	十分である	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	右記を記載	以下の対策を講じていることから当該対策は「十分である」と考えられる。 ・川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。 ・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない